

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新光商事株式会社
証券コード	8141
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(プライム市場)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ディスリーン・グループ・エルピー(Discerene Group LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国06905コネチカット州スタンフォード、サマー・ストリート2777、スイート301
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
電話番号	03-3214-6522

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 8
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年1月16日
訂正箇所	添付しておりました委任状に誤りがありましたので、正しいものを本書に添付して訂正いたします。